

東証、外国株の信用取引導入

制度調査部
吉井 一洋

2007年4月実施を目途

【要約】

東証は、平成18年11月28日に「外国株の信用取引」を導入することを公表した。

取引所の世界的な統合が進む中、東証は、アジア企業等の東証への上場を促進し、取引所統合におけるアジアでの主導権を確保しておく必要がある。今回の改正もそのための対策の一環であると思われる。

新制度の導入は、平成19年(2007年)4月を目途にしている。

東京証券取引所は、平成18年11月28日の社長記者会見において、「外国株の信用取引」を導入することを公表した。

これまで外国法人が発行する株券については、必要性が乏しいとの理由で、信用取引は認められていなかった。しかし、最近では東証を主要な市場とする外国株券の上場例が見られる。外国会社向けの上場制度の整備が進んでいる他、外国株券の売買の決済制度の整備も進んでいる。

そこで、東証は、仮需給の導入による外国株市場の流動性や投資手法の多様化のため、外国株の信用取引を導入することとした。

NYSE やユーロネクスト、NASDAQ とロンドン証券取引所といった取引所の世界的な統合の動きの中、東証は、アジアの成長企業などを東証に上場させ、アジア市場での主導権を握った上で、これらの動きに対処することを考えているものと思われる。今回の改正もその一環であると言える。

実施時期については、平成19年(2007年)4月を目途にしている。

項目	内容	備考
1．外国株券に係る信用取引の導入	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券について、「制度信用取引」及び「一般信用取引」の対象とするものとします。 	
2．権利処理		
(1) 制度信用取引 (配当等の処理) (新株予約権等の処理)	<ul style="list-style-type: none"> 制度信用取引の権利処理の対象及び方法は以下のとおりとします。 金銭配当の場合は、配当落調整額を、信用買顧客は取引参加者から受け取り、信用売顧客は取引参加者に支払うものとします。 株式配当の場合は、証券金融会社において行われる入札（以下「権利入札」という。）等によって処理するものとします。 新株予約権の割当て、発行会社の株券以外の株券の分配等が行われた場合は、権利入札等によって処理するものとします。 株式分割により、売買単位の整数倍の新株式が割り当てられる場合は、株式分割の比率に応じて、買付数量又は売付数量及び買付価格又は売付価格を調整することとし、売買単位未満の株式が生じることとなる場合は、権利入札等に基づく処理を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> 配当落調整額とは、配当等の金額から配当所得等に対する源泉徴収税額相当分を控除した額をいいます。 新株式や新株予約権等が付与される場合は、これを金銭に換算した額を権利処理の価額とし、これに基づく金銭を顧客と取引参加者の間において授受することにより処理しており、この権利処理の価額は、証券金融会社において行う権利入札により決定することとしています。 内国株券と同様に、付与された権利の内容につき、当該権利の行使の条件、譲渡性、換金可能性その他の事情を勘案して、権利の処理を行うことが適当でない場合は、権利の処理は行わないものとします。
(2) 一般信用取引	<ul style="list-style-type: none"> 一般信用取引における、弁済期限及び権利処理等の取扱いについては、内国株券と同様、取引参加者と顧客との間で合意した内容に基づき行うものとします。 	
3．銘柄選定・選定取消基準		<ul style="list-style-type: none"> 外国株券の上場制度を踏まえ、外国株券特有の性質を勘案したものとします。
(1) 選定基準	<ul style="list-style-type: none"> 外国株券の制度信用（貸借）銘柄への選定は、主に以下に掲げる事項を要件とします。 	【参考】内国株券の制度信用(貸借)銘柄選定基準

<p>上場株式数 株主数 売買高・値付率</p> <p>企業業績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所市場の売買単位の 10,000 (20,000) 倍以上 ・本邦内株主の数が 1,100 (1,700) 人以上 ・以下の a 又は b に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> a.最近 6 か月間において、月平均売買高が当取引所市場の売買単位の 100 倍以上、かつ、値付日数が立会日数の 80% 以上であるとき b.本国市場等において、前 a.の基準に相当する流動性を確保している銘柄は最近 6 か月の月平均売買高が売買単位の 50 倍以上、かつ、値付日数が立会日数の 40% 以上であるとき ・以下の a 及び b に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> a.直前事業年度において「当期純利益」が正であること b.直前事業年度末において「利益剰余金」が負でないこと、又は「純資産の額」が 20 億円以上であること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10,000 (20,000) 単位以上 ・株主数が 1,100 (1,700) 人以上とする遡増方式 ・以下の a 又は b に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> a.最近 6 か月において、月平均売買高が 100 単位以上、かつ、値付日数が立会日数の 80% 以上であるとき b.国内の他の証券取引所において前 a.の基準を満たしている銘柄は最近 6 か月の月平均売買高が 50 単位以上、かつ、値付日数が立会日数の 40% 以上であるとき ・以下の a 及び b に該当するとき <ul style="list-style-type: none"> a.直前事業年度において「当期純利益」が正であること b.直前事業年度末において「利益剰余金」が負でないこと
<p>(2) 選定取消基準</p> <p>上場株式数 株主数 売買高</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外国株券の制度信用 (貸借) 銘柄の選定取消しは、主に以下に掲げる事項を要件とします。 ・当取引所市場の売買単位の 10,000 (20,000) 単位未満 ・本邦内株主の数が 600 (1,200) 人未満 ・最近 1 年間の月平均売買高が 10 単位未満又は 3 か月間売買取引不成立 	<p>【参考】内国株券の制度信用 (貸借) 銘柄選定取消基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 9,500 (19,500) 単位未満 ・株主数が 600 (1,200) 人を下限とした遡増方式 ・なし (内国株券については、最近 1 年間の月平均売買高が 10 単位未満又は 3 か月間売買取引不成立の場合、上場廃止基準に抵触)
<p>4 . 「日々公表銘柄」の指定等 (信用取引に関するガイドライン関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「日々公表銘柄」の指定等については、内国株券と同様、信用取引に関するガイドラインに基づき運営するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本国との重複上場外国株券に係る信用取引に関するガイドラインの適用に当たっては、上場株式数について、本邦内で流通可能な数量を考慮するものとします。
<p>5 . その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行います。 	

(出所) 東京証券取引所、平成 18 年 11 月 28 日定例記者会見資料より引用 (<http://www.tse.or.jp/guide/interview/index.html>)